

< 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 利用料金表（利用者負担金）>（別紙1）

1. 利用料

- ・ 介護保険からの介護給付サービスを利用する場合の利用者負担金は、利用金額のうち「負担割合証」に記載されている利用者負担割合分になります。
- ・ この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。
- ・ ただし、介護保険の支給限度額の範囲を超えたサービスや、介護保険の給付対象外のサービス利用は、全額自己負担となります。
- ・ また、要介護認定区分が要支援又は自立と判定した方等、何らかの理由にて介護保険の給付を受けない方については全額自己負担となります。

【料金表（単位数）】通常時間帯（24時間 365日）月あたりの定額払い

○訪問看護を利用しない場合

要介護度	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 I 単位数(訪問看護を利用しない場合)
要介護1	5,697
要介護2	10,168
要介護3	16,883
要介護4	21,357
要介護5	25,829

【減算される項目】

項目	概要	単位数	
		要介護度	
通所介護サービス 利用時の減算額 (1日あたり)	当該サービスの利用者が、通所介護サービス等を利用された場合に減算されます。	要介護1	-62
		要介護2	-111
		要介護3	-184
		要介護4	-233
		要介護5	-281
短期入所サービス 利用時の日割り金額 (1日あたり)	当該サービスの利用者が、短期入所サービス等を利用された場合に減算されます。	要介護1	187
		要介護2	334
		要介護3	555
		要介護4	703
		要介護5	850

○訪問看護を利用する場合

要介護度	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 I 単位数(訪問看護を利用する場合)
要介護1	8,312
要介護2	12,985
要介護3	19,821
要介護4	24,434
要介護5	29,601

【減算される項目】

項目	概要	単位数	
		要介護度	
通所介護サービス 利用時の減算額 (1日あたり)	当該サービスの利用者が、通所介護サービス等を利用された場合に減算されます。	要介護1	-91
		要介護2	-141
		要介護3	-216
		要介護4	-266
		要介護5	-322
短期入所サービス 利用時の日割り金額 (1日あたり)	当該サービスの利用者が、短期入所サービス等を利用された場合に減算されます。	要介護1	273
		要介護2	427
		要介護3	652
		要介護4	804
		要介護5	974

【加算項目】

項目		概要	単位数
初期加算		利用を開始した日から起算して30日以内の期間または、30日を超える入院後に利用を再開した場合に加算されます。	1日につき 30単位
総合マネジメント体制強化加算	※	厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所が当該サービスの質を継続的に管理した場合加算されます。	1月につき 1,000単位
処遇改善加算(Ⅰ)	※	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合加算されます。	1月につき 所定単位×13.7%
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	※	同上	1月につき 所定単位×6.3%
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)イ	※	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の比率が一定数を超過している場合加算されます。	1月につき 350単位

生活機能向上連携加算（Ⅰ）		厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所のセラピストや医師からの助言を受けた上で、計画作成責任者が生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成する場合加算されます。	1月につき 100単位
生活機能向上連携加算（Ⅱ）		厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所のセラピストや医師が、訪問し身体状況等の評価（生活機能アセスメント）を共同して行うこと且つ、計画作成責任者が生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成する場合加算されます。	1月につき 200単位
特別管理加算Ⅰ （訪問看護利用時）	※	特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態ある場合、加算されます。	1月につき 500単位
特別管理加算Ⅱ （訪問看護利用時）	※	特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態ある場合、加算されます。	1月につき 250単位
緊急時訪問看護加算 （訪問看護利用時）	※	看護師等が緊急時に訪問を行った場合加算されます。	1月につき 290単位
ターミナルケア加算 （訪問看護利用時）	※	厚生労働大臣が定める基準に適合している場合加算されます。	死亡月 2,000単位
退院時共同指導加算 （訪問看護利用時）		退院又は退所するに当たり、看護師等が、退院時共同指導退院時共同指導に当たっている場合加算されます。	退院・退所1回 につき 600単位
訪問看護介護連携強化加算 （訪問看護利用時）		厚生労働大臣が定める基準に適合している場合加算されます。	1月につき 250単位

※印があるものは、区分支給限度額外の加算

- 介護報酬告示額に、地域区分毎の加算（1単位＝10.42円）と、利用者負担割合を乗じた金額が、利用者負担金になります。

（その他）

- ・ 介護保険適用の場合でも介護保険料の滞納等により、保険給付金が直接みまもり訪問看護みかんに支払われない場合があります。
- ・ その場合は一旦介護保険適用外として料金をいただきます。後日、三浦市の窓口へみまもり訪問看護みかんの発行するサービス提供証明書を提出することで差額の払戻しを受けることができます。

2. 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

(1) 通信料

利用者宅から事業所への通報に係る通信料及び通話により発生する通話料金については、利用者にご負担いただきます。

※ 事業所から携帯電話を貸与する場合、一定の無料通話料金の超過分をご負担いただきます。

(2) モバイル端末

サービス内容を記録するモバイル端末を設置させていただく際は、モバイル端末の充電にかかる費用をご負担いただきます。

(3) 交通費

サービスの提供にあたっては、エリア外であっても交通費は請求しません。

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとします。

（令和 03 年 04 月 01 日）

みまもり訪問看護 みかん